

自社のニーズに合った 人材を育成できます!

ジョブ・カード制度

企業

有能な人材を育成
したい企業

求職者

正社員の
経験が少ない
非正規労働者

企業と求職者との架け橋



ジョブ・カードで
マッチング!

ジョブ・カード

ジョブ・カードとは、求職者の職業能力を証明するA4判の大きさのシートです。履歴書などにはない求職者についての詳細な情報が記載されていますので、求職者の職業レベルなどを客観的に評価できます。

ジョブ・カード制度

ジョブ・カードを活用したOff-JT(座学等)とOJT(実習)を効果的に組み合わせた職業訓練を通じ、有能な人材を育成したい企業と正社員の経験が少ない求職者とのマッチングを促進する国の制度です。企業では、訓練期間を通じて訓練生の適性や職

業能力などを判断したうえで、正社員として継続雇用できますので、採用時のミスマッチや早期離職のリスクを軽減できます。加えて、一定の要件を満たす場合は、終了後に、国から企業に助成金が支給されますので、コスト負担を軽減できます。

登録
無料

ジョブ・カード普及サポーター企業を募集しています!

～ジョブ・カードを採用面接の応募書類として活用する企業～

助成制度のご案内

※助成金の内容は裏面をご覧ください。

キャリアアップ助成金では非正規社員に対するキャリアアップ計画を策定し、有期実習型訓練を実施・正社員雇用すると2つの助成を受けることができます。

有期実習型訓練とは、企業が自社の業務に合った実習(OJT)と座学等(Off-JT)を組み合わせた実践的な訓練です。ジョブ・カード作成アドバイザーの推薦を受けた正社員を目指す者を対象に訓練を実施し、修了後に訓練結果の評価を行って適性や能力を確認の上、正社員としての雇用につなげていきます。企業が訓練を実施し、一定の要件を満たした場合には**人材育成コース助成金**を、また当該の訓練生を訓練終了後正社員として雇用した場合には**正規雇用等転換コース助成金**を、それぞれ受けることができます。

全国各地の地域ジョブ・カード(サポート)センターでは、ジョブ・カードを活用した職業訓練を実施する企業を支援しています。

有期実習型訓練の概要

- **訓練期間** ▶ 3カ月以上6カ月以内 【注1】資格取得が必要な場合など、特別な理由がある場合は1年以内。
- **総訓練時間数** ▶ 6カ月当たり425時間以上
- **総訓練時間数に占めるOJTの割合** ▶ 1割以上9割以下
- **対象者の主な要件** ▶
 - 正社員の経験が少ない非正規雇用労働者（原則として、訓練を実施する分野で過去5年以内に概ね3年以上継続して正社員として働いたことがない方など）として、ハローワークなどに配置されているジョブ・カード作成アドバイザーが認めた方
 - 訓練を実施した企業で、訓練の終了日または支給申請日に雇用保険の被保険者である方【注2】訓練の開始までにジョブ・カード作成アドバイザーと面接（キャリア・コンサルティング）し、ジョブ・カードを交付してもらう必要があります。
【注3】在職しているパートやアルバイトなどの非正規雇用労働者を正社員として登用する場合も活用できます。

キャリアアップ助成金の概要

平成27年6月1日現在

キャリアアップ助成金のうち、ここでは、「人材育成コース」と「正規雇用等転換コース」の2つについてご紹介します。

キャリアアップ助成金を活用できる事業主の主な要件

- 雇用保険の適用事業所の事業主。
- 雇用保険の適用事業所ごとにキャリアアップ管理者を配置している事業主。
- 雇用保険の適用事業所ごとにキャリアアップ計画書を作成し、都道府県労働局長の受給資格の認定を受けた事業主。
- キャリアアップ計画期間内に労働者のキャリアアップに取り組んだ事業主。

【注1】ここでいう事業主には、民間の事業者のほか、民法上の公益法人、NPO法人、医療法人、社会福祉法人なども含まれます。



【注2】不正受給した事業主や労働保険料を納入していない事業主、労働関係法令に違反した事業主、接待を伴う飲食等営業を行う事業主、暴力団と関わりのある事業主などは、この助成金を受給できません。

キャリアアップ助成金(人材育成コース)

助成の内容 (一)は大企業の場合	Off-JT	<ul style="list-style-type: none"> ● 訓練生の賃金に対する助成 1人当たり800円(500円)／時間 <small>【注3】1人当たりの賃金助成時間数は、1つのコースにつき1,200時間が限度です。</small> ● 経費に対する助成(教材費、外部講師の謝金、施設・設備の借上料、外部の研修機関に支払う入学金、受講料など) 1人当たりOff-JTの訓練時間数に応じた上限額 100時間未満: 10万円(7万円) 100時間以上200時間未満: 20万円(15万円) 200時間以上: 30万円(20万円) <small>【注4】国や都道府県から補助金を受けている施設の受講料や訓練生の旅費などは、助成の対象外です。 【注5】外部講師の謝金は、1時間当たり3万円が限度です。旅費や車代、食費、宿泊費などは、助成の対象外です。 【注6】通信講座やe-ラーニングなどは、認められません。 【注7】経費は、支給申請日までに支払いが終了しているものに限り。</small>
	OJT	<ul style="list-style-type: none"> ● 実施に対する助成 1人当たり800円(700円)／時間 <small>【注8】1人当たりの実施助成時間数は、1つのコースにつき680時間が限度です。</small>

【注9】支給限度額(1つの年度の支給額の合計)は、500万円です。

キャリアアップ助成金(正規雇用等転換コース)

助成の内容 (一)は大企業の場合	 <ul style="list-style-type: none"> ● 有期契約労働者から正規雇用労働者に転換した場合 1人当たり50万円(40万円)
	 <ul style="list-style-type: none"> ● 無期契約労働者から正規雇用労働者に転換した場合 1人当たり30万円(25万円)

【注10】上記は、平成28年3月31日までに転換した場合の支給額です。

この助成金は、下記のいずれも満たす場合に支給されます。

- 有期実習型訓練の修了者を正規雇用労働者に転換する前に、正規雇用等転換コースを活用することを記載したキャリアアップ計画書を都道府県労働局(または、ハローワーク)に提出し、確認を受けていること。
- 有期実習型訓練の修了者を正規雇用労働者に転換する前に、正規雇用労働者等に転換するコースを就業規則などで定めていること。
- 有期実習型訓練の修了者を正規雇用労働者等に転換すること。
- その他の正規雇用等転換コースの要件を満たしていること。

お問い合わせ

助成金の詳細や
手続きなど

熊本労働局 職業安定部 職業対策課
TEL096-211-1704

訓練実施計画の作成
訓練の実施準備など

熊本県地域ジョブ・カードセンター
TEL096-312-0687

当所の支援は
無料

熊本商工会議所 熊本県地域ジョブ・カードセンター 〒860-8547 熊本市中央区横組屋町10
TEL096-312-0687 FAX096-312-0688